

第 2 1 連結散水設備の設置に関する指導基準

1 散水方式

湿式配管方式とし閉鎖型ヘッドを用いること。

2 散水ヘッド

散水ヘッドは、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和40年自治省令第2号)に定める標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)で、感度種別は2種のものを用いること。

(2) 散水ヘッドの取り付け方法は、規則第30条の3第1号及び第4章第3「スプリンクラー設備の設置等に関する指導基準(以下「スプリンクラー」という。)」6(1)(エを除く。)に定めるほか、次によること。

ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。

イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

(3) 散水ヘッドの設置を要しない部分

ア 規則第30条の2第2号から第5号に定めるもののうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第30条の2	その他これらに類する部分
2号	便所、浴室	洗面室、シャワー室
3号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機 器室	電話交換機室、電子計算機資料 室、放送室、 中央管理室
4号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉 器
5号	エレベーターの昇降路、 リネンシュート、パイプ ダクト	吸排気ダクト、メールシュート、 ダストシュート、ダムウェーター の昇降路

イ 規則第13条第3項第7号及び第8号に掲げる室で、建基令第112条に規定する防火区画がされている部分

3 配管

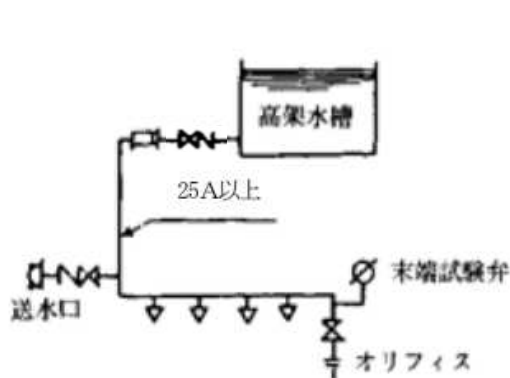
連結散水設備の配管は当該設備専用のものとし、第4章第2「屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準」4（2）（起動用圧力タンク及び補助加圧装置を除く）、（4）から（6）、（8）から（10）及び（15）に準ずるほか、次によること。

- （1）放水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し散水ヘッド数が均一となるように設定すること。
- （2）管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

散水ヘッドの 取付個数	1	2	3	5 以下	10 以下	20 以下
管口径（A）	25	25	32	40	50	65

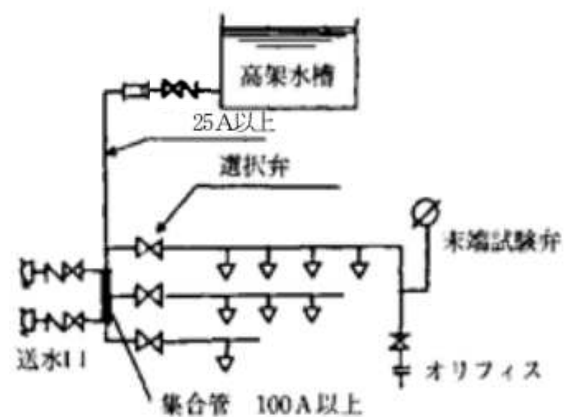
- （3）送水区域は、次により設けること。

- ア 送水区域の末端には、「スプリンクラー」10（1）から（3）に準じて末端試験弁を設けること。
- イ 送水区域が2以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所に選択弁（常時開）を設けること。
- ウ 集合管の配管口径は、100A以上とすること。
- オ 送水口は、送水区域ごとに設けること。ただし、送水区域が2以上となる場合は、送水口の数も最大2とすることができる。【図1】、【図2】



＜送水区域が1のもの＞

【図1】



＜送水区域が2以上のもの＞

【図2】

4 送水口

送水口は、「スプリンクラー」5（3）及び（4）に準ずるほか、次によること。

- （1）送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- （2）送水口又は、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水設備専用）」と表示すること。
- （3）送水口付近には、各放水区域、選択弁、送水系統、送水圧力を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。